

健康保険料率、介護保険料率が変更になります

協会けんぽ北海道支部の健康保険料率が令和4年3月分より現行の10.45%から10.39%へ引き下げられます。又、介護保険料率(全国一律)についても現行の1.79%から1.64%へ引き下げられます。なお今回の改定による協会けんぽの(新)健康保険料率及び介護保険料率は、本年3月分(4月支払給与から控除分)からの適用となります。

※ 被保険者ごとの保険料控除額については弊社より追ってお知らせ致します。

雇用調整助成金の特例措置、小学校休業等対応助成金の期間を延長

厚生労働省は新型コロナウイルス禍への対応として設けている雇用調整助成金の特例措置を6月末まで延長する方針です。3月末の期限を当初は5月末まで延長する予定でしたが、当面の感染状況が見通せないなどの意見が根強く、延長期間をさらに1カ月延ばすことにしました。雇用調整助成金は雇用保険制度の一環で、企業が従業員に払う休業手当の費用を補い、まん延防止等重点措置などの対象地域や経営が厳しい企業に対し、働き手1人につき1日あたり1万5千円を上限に助成します。それ以外の企業に対しては上限は1万1000円で、3月は9000円となります。こうした助成内容を6月末まで維持します。7月以降の取り扱いについては5月末までに判断します。

また、新型コロナウイルス対応で小学校などが臨時休校した場合の保護者向けの「小学校休業等対応助成金」についても、対象期間を3月末から6月末まで延長すると発表しました。子どもの世話のために通常の年次有給休暇とは別の有給の休暇を付与した勤務先に対し、休んだ間の賃金分を助成する制度で、1人あたりの日額上限額は1万5000円となっています。

コロナ禍で非正規 2年連続減少 宿泊・飲食の経営難が影響

総務省が発表した2021年平均の非正規労働者数は前年より26万人減の2064万人で、2年連続の減少となりました。新型コロナの感染拡大で、非正規が多い宿泊・飲食サービス業や娯楽業の経営難が長期化し、不安定な雇用環境で働く人々への打撃が続いています。一方で正規労働者数は26万人増の3565万人で、7年連続の増加となりました。就業者数は9万人減の6667万人で2年連続の減少となり、産業別にみると「宿泊・飲食サービス業」が22万人減で最も減少しました。また「医療・福祉」は22万人増えて最も増加幅が大きくなりました。

年金手帳の新規発行が停止され、基礎年金番号通知書となります

「国民年金法等の一部を改正する法律」が公布されたことを受けて、2022年4月1日から年金手帳の新規発行は停止され、年金手帳に代わり基礎年金番号通知書が交付されることとなります。現在持っている年金手帳は2022年4月1日以降も、基礎年金番号を確認する書類として使用できます。なお、年金手帳を紛失等した場合は基礎年金番号通知書の発行を申請することができます。



- 丹頂鶴（鶴居村） -

◆ ご存知ですか？ ◆ 【時間外・休日労働に関する協定(36協定)】

36協定とは使用者と労働者の間で締結する協定で、この協定を労働基準監督署に届け出ることにより労働者に対し、時間外労働・休日労働を適法に行わせる事ができます。協定書には時間外・休日労働を行わせる理由、延長できる時間や労働させることのできる休日数等を定めます。延長できる時間は建設業や自動車運転業務等の経過措置として適用除外の事業等を除いては、原則一定期間ごとに上限が定められており、その範囲内で時間数等を定めることとなります。ただし、例外的に一定要件を満たした特別条項を定めることにより通常定められた上限以上の上限時間を設定することも可能となっています。

事務所より

十勝の冬も終盤に入り、プラス気温になる日も増え、雪解けも少しずつ進んでいます。春の訪れも徐々に感じられる時期になってきました。全国的に猛威を振るう新型コロナウイルスの変異株ですが、道内においては感染者が減少傾向にあるものの、十勝管内では高止まりの傾向が続いており、まだ気を抜けない状況となっています。こういった状況が徐々に落ち着き、気持ちのよい春を迎えたいものですね。

東京商工リサーチが発表した「賃上げに関するアンケート」結果によりますと、2022年度に賃上げ実施を予定する企業は71.6%（対前年度比1.3ポイント上昇）となり、2年連続で増加しましたが、コロナ前の実施率80%台の水準には届かなかったということです。賃上げ率は「1%以上2%未満」(36.2%)が最多で次いで、前年度最多だった「2%以上3%未満」(33.4%)、「3%以上4%未満」(17.0%)などとなっています。最低賃金の引き上げや物価高の進行により賃上げを検討する企業は増えていますが、新型コロナウイルスの影響もあり、業種により実施状況に違いがあるのも最近の傾向かと思えます。人材不足に対応するためにも賃上げは必要な場面が多くなってきていますが、業界の状況や今後の見通し等を含め、総合的に判断することが重要かと思えます

業務内容

社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 各種助成金・給付金等の申請
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ 法人設立関係書類作成手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

年度替わりを控え、時間外労働・休日労働の協定書（36協定）の準備を行っております。事業所と労働者代表の方の署名・押印等をご依頼させていただくことがありますので、よろしくお願い致します。36協定につきましては、労働者代表者の選任についてチェックボックスが追加されておりますので、こちらをご確認の上、協定を締結してくださいませう、よろしくお願い致します。

